

[事案 30-237] 転換契約無効等請求

・令和元年 7 月 26 日 裁定不調

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、転換の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 2 月に契約した定期保険を転換して平成 22 年 11 月に契約した利率変動型積立保険に付加された収入保障保険について、被保険者が保険期間内に死亡した際に受取人が 10 年間年金を受け取れる保障であるにも関わらず、募集人から、保険期間満了後、10 年間年金を受け取れるとの虚偽の説明をされたため、転換を無効として既払込保険料を返し、併せて同額の慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、本契約の保障内容について、遺族年金に例えて、被保険者が保険期間内に死亡した際には受取人に年金が支払われると説明しており、虚偽の説明はしていないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人代表者および申立人元代表者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が虚偽説明をしたとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

(1) 募集人は、契約転換を勧めた理由として、転換前契約の更新により保険料が上がるため、保険料の負担を軽くするためであった旨、保険会社の調査に対して回答している。しかし、契約転換をしなくても、減額更新により保険料の負担をより軽くする選択肢があった中、その点がどのように検討されたのか明らかではなく、少なくとも、契約転換以外の選択肢が提示されていたとは認められない。そのため、申立人の利益に沿った募集がなされたのか疑問が残る。

(2) 収入保障保険は、保険期間内の死亡に対する保障であるが、申立人は、本契約の 2 か月後に保険料払込期間が満了する終身保険に加入していたところ、同保険は本契約締結後に解約されている。募集人が同保険を踏まえたうえで本契約を募集していたのかは明らかではないが、本契約と同保険の保障内容を比較すると、本契約に加入する必要性があったのか疑問が残る。